

4x4 ROKKO Off Road Family 会 則

第1章(名称)

本会は「4x4 ROKKO Off Road Family」と称する。

第2章(目的)

4x4(四輪駆動車)を媒体とした活動を通じて安全に対する意識を高め健全な社会人としての自覚のもとに相互の親睦をはかり、安全運転の技量を錬磨し、4x4の有用性・楽しさを追求してゆくことを目的とする。

第3章(事務局)

本会の事務局は、〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町6-12-11「モトレジ」内に置く。

第4章(役員及び運営)

- 1) 本会の役員は、会長・事務局長・監査役・会計・運営委員長で構成する。すべての行事やミーティングの協議事項を考えるのは彼らの義務であり、非常時において役員会を持つ義務がある。
- 2) 役員は総会において選出し、任期は2年とする。但し再任を認める。
- 3) 会長は、会員・役員会を統括し可能な限りすべての行事に参加しなければならない。
- 4) 事務局長は、ミーティング・行事及び役員会の記録、

議事録を保存し、会員名簿に責任を持たねばならない。また会員の書類を保持し、クラブに関する一般の通信を受け、これに答えなくてはならない。

5) 監査役は、クラブ運営の状況及び財産の状況を監査する義務があり、総会において報告しなければならない。

6) 会計は、クラブの財源を監督・管理し、銀行あるいは事務局の管理できる場所に預けなければならない。またクラブの財源事務のノートを保管しなければならない。

7) 運営委員長は、ミーティング及び行事の計画・運営を行ない必要に応じて運営委員を選出することができる。運営委員長は運営委員を代表し、決定事項は事務局長の了解を得て、会長に報告し承認を得なければならない。

第5章(活動)

- 1) 会員はクラブ目的の実現の為努力し、会の決定事項に従わなければならない。
- 2) 常に交通法規を守り、正しいマナーで走行しなければならない。
- 3) 自然を大切にし、私有地等の通行には細心の注意を

払わなければならない。

- 4) 警察署・消防署等の要請による広報活動、予防・安全運動、災害救助作業には積極的に協力をしなければならない。

第6章(会合)

- 1) ミーティングは毎月第1木曜日に指定された場所で行なう。
- 2) 役員会は必要に応じてその都度開かれる。
- 3) 運営委員会は委員長が必要と判断した時に招集する。
- 4) 緊急事態発生時及び役員会で必要と判断した場合は臨時総会を開催する。
- 5) 総会は年1回、12月に開催する。

第7章(会計)

- 1) 会費は月額500円とし、ミーティング・総会時に徴収する。
- 2) 入会金は3,000円とし、入会時に徴収する。
- 3) 臨時会費は役員会で必要と認められた場合、会員の承認を得てその都度徴収する。
- 4) 会費の用途は役員会で決定し、主にクラブの運営・会合・対外クラブとの関係及び福祉に使われる。

- 5) 一旦徴収した会費は、いかなる場合も返却しない。

第8章(入会)

- 1) 本会の入会は、会員の推薦に基づきミーティング時に会員の承認を得て決定する。
- 2) 入会希望者は入会申請をする前に、ミーティングあるいは行事に1回以上出席しなければならない。

第9章(特別会員)

クラブに多大な貢献をし、総会で認定された人を特別会員とする。

第10章(脱会)

- 1) 脱会希望者はクラブに届出し、会長の承認を得なければならない。
- 2) 脱会者・除名者は、本会のステッカー・クラブ旗等を車輛より撤去しなければならない。

第11章(罰則)

- 1) クラブの名を辱めたり、秩序を著しく乱した会員は役員会に限り除名処分とすることができる。
- 2) クラブ内・対外クラブとのもめごととは、内容次第で除名処分もありうる。

第12章(規約改正)

規約の改正は、役員会によって決定し会員の承認を得て発効する。

昭和57年4月17日 制定

昭和57年5月29日 改訂

昭和58年8月20日 改訂

平成14年12月9日 改訂

OFF ROAD FAMILY
4X4 ROKKO

神戸市東灘区住吉宮町6-12-11
〒658 「モトレーシ」内
TEL (078) 811-2884

